えにアートギャラリー取扱要領

令和２年１０月１日

 (趣旨)

第１条 この要領は、えにアートギャラリー(以下「ギャラリー」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間及び使用期間)

第２条 ギャラリーは、会場となっている施設の開館時間において使用できるものとする。

1. ギャラリーの使用期間の上限は、２週間程度とし、状況に応じて更新可能とする。
2. 前２項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、 これらを変更することができる。

 (使用の許可)

第３条 教育長は、ギャラリーの用途及び目的を妨げない限度において、その使用を許可す　　　ることができる。

２ ギャラリーを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育長の 許可を受けなければならない。ただし、教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1)　公序又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。

 (2)　営利を図ることを目的とするとき。

 (3)　特定の政党又は政策を支援するための活動と認められるとき。

　(4) 特定の宗教を布教するための活動と認められるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認められるとき。

(6) ギャラリーの利用の公平を図るため、必要があると認めるとき。

会場となっている施設において他の行事等のために使用する期間に該当するとき。

（使用者の範囲）

第４条 ギャラリーを使用できる者は、次に掲げる者とする。

(1)　市内に所在する団体、機関等。

(2)　市内に居住、又は本市に勤務若しくはは通学する個人。

 (3) その他教育長が特に必要と認める者。

 (使用の制限)

第５条 教育長は、次に該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1)　公益を害するおそれがあるとき。

(2) ギャラリーが有効に使用されないと認めるとき。

(使用申請の手続)

 第６条 使用者は、ギャラリー使用申込書（様式第１号）により 申請し、教育長の許可を受けなければならない。

1. 複数の申請者が同じ期日に申請しようとする場合は、話し合い又は抽選とする。

３　 前項の規定にかかわらず、第２条第３項に規定する教育長が必要と認める使用の許可は、使用期間をあらかじめ決定できるものとする。

(特別の設備等の許可)

第７条 使用者は、特別の設備を設置しようとするとき、又は既存の設備を変更して使用しようとするときは、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

(目的外の使用等の禁止)

第８条 使用者は、施設の使用許可を受けた目的以外に使用し、その全部又は一部を転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(原状回復)

第９条 使用者は、その使用が終了したとき、又は第５条の規定により許可を取り消され、

若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに、これを原状に回復し、教育長に返還しなければならない。

（使用上の注意）

第１０条 教育長は、展示物の搬入、展示、撤去又は搬出中に使用者に生じた損害若しくは展示物の毀損、滅失等については、一切の責任を負わない。

(補則)

 第１１条 この要領の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要領は、令和２年１０月１日から実施する。

様式第１号（第６条関係）

ギャラリー使用申込書

恵庭市教育委員会教育長 様

 年　 　 月 　　日

 　　　　　　　 団体名又は個人名

 　　　　代表者名

下記のとおり申し込み致します。

（＊使用の際は注意事項を必ずお守り下さい）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 責任者名 |  | 連絡先 | 住所電話 |
| 搬入月日 |  年 月 日（ ） 時 分 |
| 搬出月日 |  年 月 日（ ） 時 分 |
| 展示期間 |  年 　月 　 日（ ） 　　 年 　 月 　 日（ ） 　　　　　　　　　　 時 分 ～ 時 分  |

（切取り線）

ギャラリー使用許可書

年　　　月　 　 日

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 | 代表者名 |
| 催し物名 |
| 搬入日時 年 月 日 時 分 | 搬出日時 年 月 日 時 分 |
| 展示期間 　　　　　　　　　　　 年 月 日 （ ） 時 分 ～ 年 月 日 （ ） 時 分 |

##  恵庭市教育委員会教育長

＊使用時の注意事項

1. 搬入・搬出については、展示期間内で行ってください。
2. 展示作品等のお預かりは原則いたしません。展示中作品の管理も行えません。ご了承願います。
3. 指定された場所以外での展示はご遠慮ください。